

労働基準監督官の仕事

～想う、守る、創る。働き方の未来。～



はじめに

全国では、約430万の事業場で約5,200万人が働いています。労働者が安心して働ける職場環境を実現するためには、労働基準法などで定められた労働条件が確保され、その向上が図られることが重要です。

労働基準監督官は労働基準関係法令に基づいてあらゆる職場に立ち入り、事業主に対し法に定める基準を遵守させることにより、労働条件の確保・向上、働く人の安全や健康の図ることを任務とする厚生労働省の専門職員です。

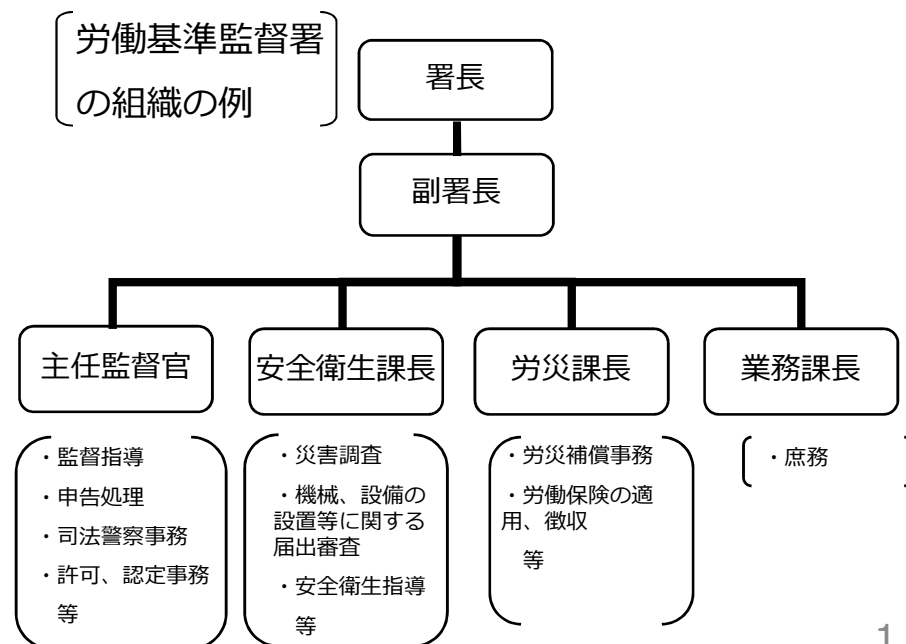
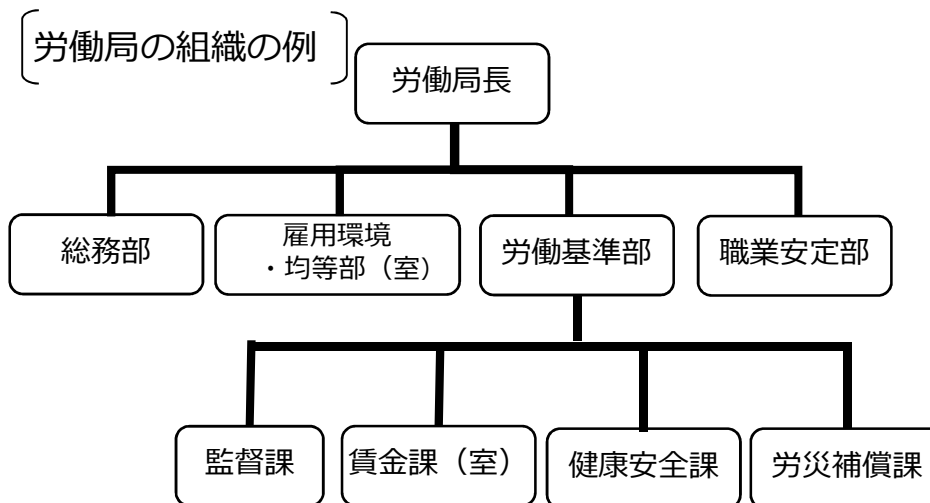
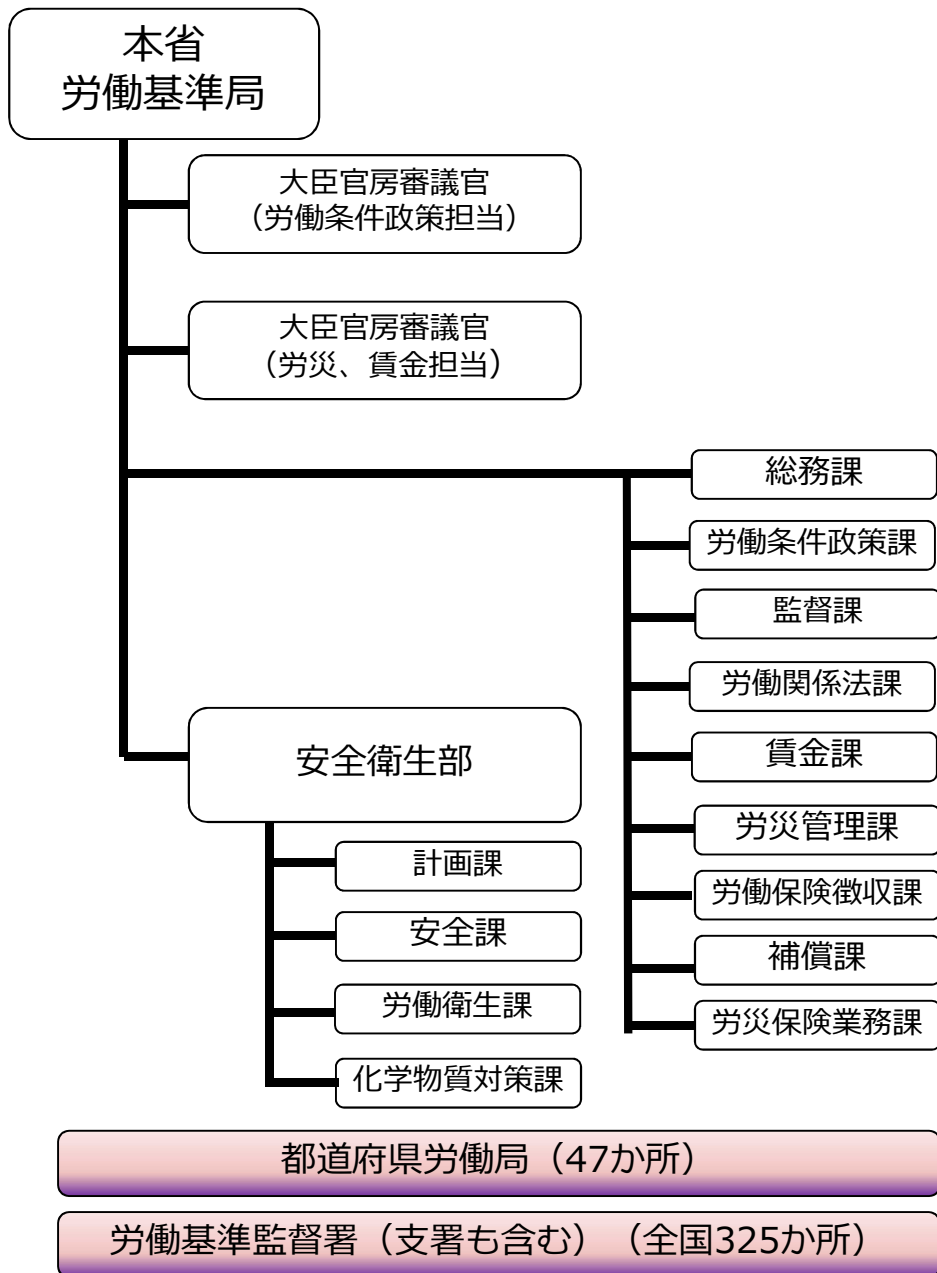
CONTENTS

1	組織	1
2	労働基準監督官の仕事（監督業務）	2
3	労働基準監督官の仕事（安全衛生業務）	4
4	労働基準監督官の仕事（その他）	6
5	労働基準監督行政に関するトピック	7
6	子育て中の監督官からのメッセージ	9
7	若手労働基準監督官のメッセージ	11
8	採用後の処遇・福利厚生について	15
9	研修制度について	16
10	平成29年度労働基準監督官採用試験要綱	17
11	平成30年度採用試験～採用までのスケジュールについて	18
12	採用後の異動・キャリアパスについて	19



1 組織

労働基準行政は、以下の体制で実施している。



2 労働基準監督官の仕事（監督業務）①

◆相談・申告の受付

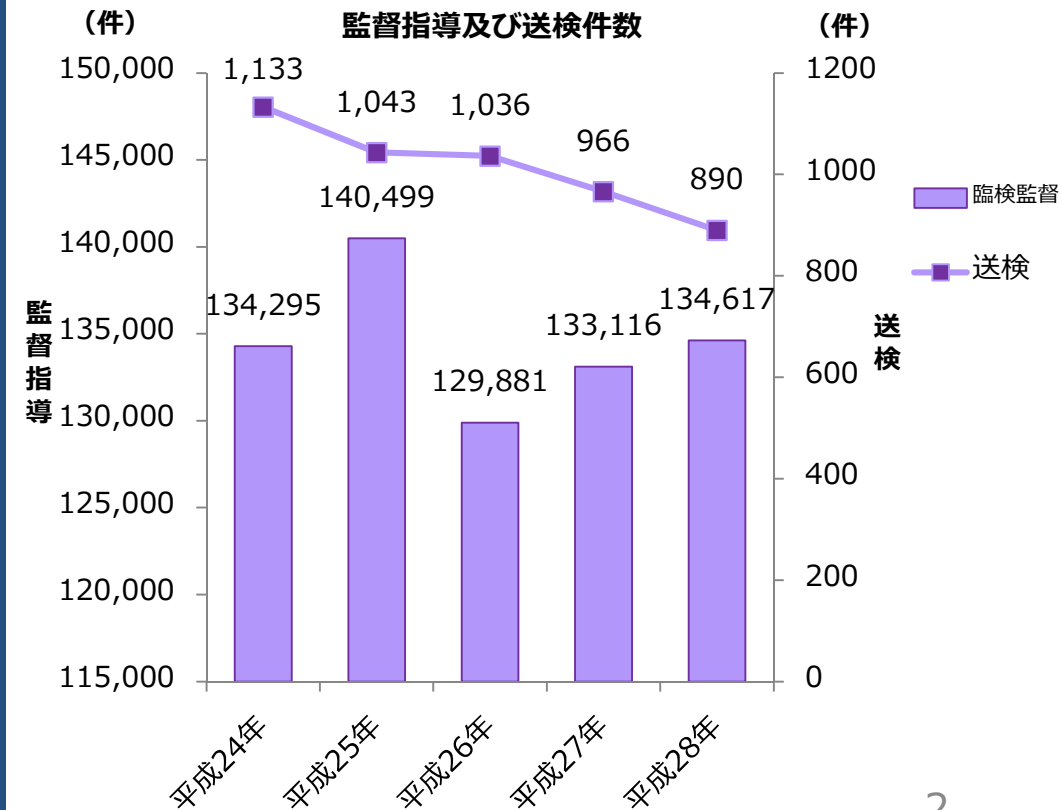
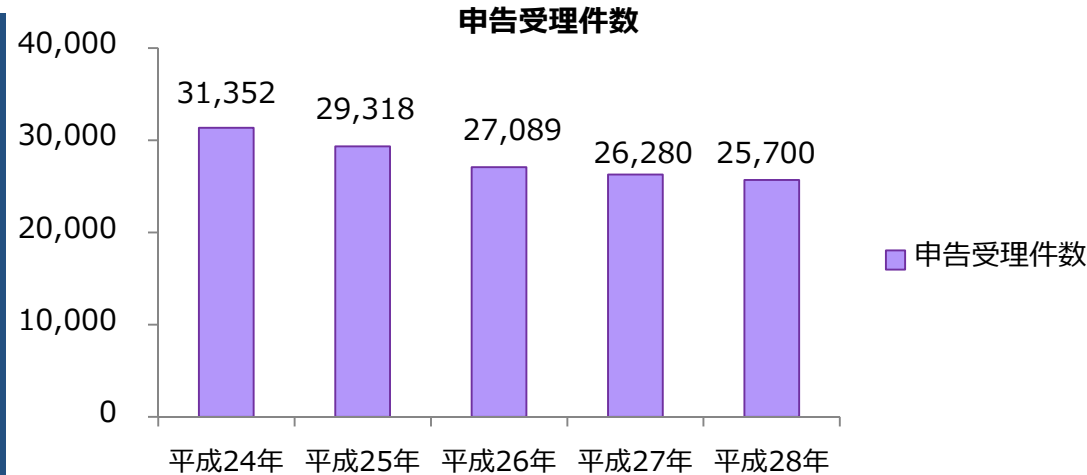
労働条件に関する相談や、勤務先が労働基準法などに違反している事実について行政指導を求める申告の受付を行います。

◆監督指導

計画的に、あるいは、働く人からの申告などを契機として、労働基準法などの法律に基づいて、労働基準監督官が事業場（工場や事務所など）に立ち入り、機械・設備や帳簿などを検査して関係労働者の労働条件について確認を行います。その結果、法違反が認められた場合には事業主などに対しその是正を指導します。また、危険性の高い機械・設備などについては、その場で使用停止を命ずる行政処分を行います。

◆司法警察事務

度重なる指導にもかかわらず、法違反の是正が行われない場合など、重大・悪質な事案については、刑事事件として取り調べなどの任意捜査や、搜索・差押え、逮捕などの強制捜査を行い、検察庁に送検します。



2 労働基準監督官の仕事（監督業務）②



第一方面主任監督官のとある1日



司法警察事務について

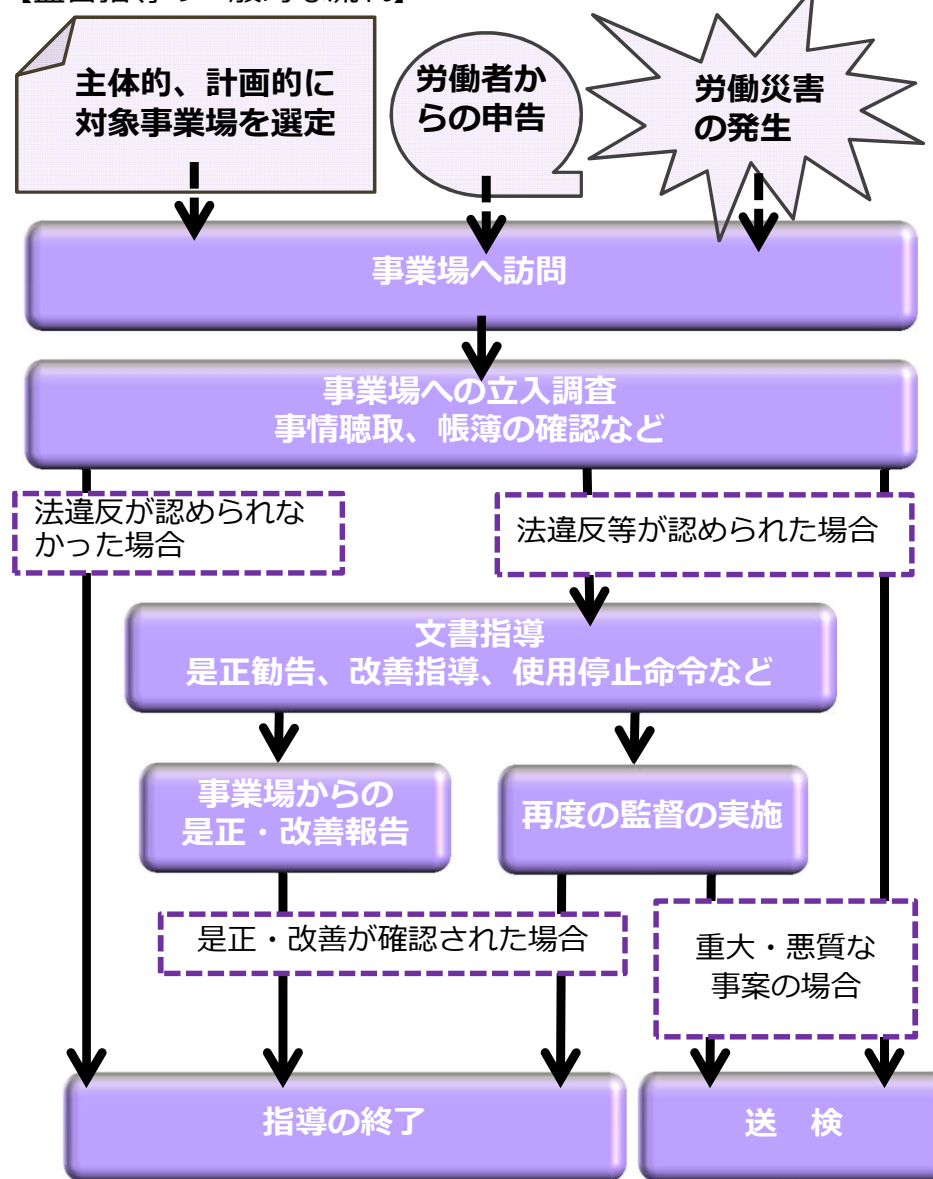
労働基準監督官の仕事は、違法状態を是正させ、そこで働く人の職場環境を守ることです。一方で、再三の指導に従わず、重大・悪質な法違反を繰り返すようなケースでは、司法警察権限を行使し、送検手続をとることもあります。私が主担当として捜査した事件を紹介します。

多店舗を運営する企業のケースでは、ある店舗の残業代の不払を是正指導しても、別の店舗で残業代の不払を再発させるなど法違反を繰り返していたため、労働局長が異例の警告書を交付して是正の徹底を指示しました。しかし、その数か月後、本店で残業代の不払が継続していることが労働者の通報により発覚したため、捜査に着手し、企業幹部の取り調べをするなど事実関係を認め、検察庁へ書類送検しました。

また、賃金不払のケースでは、行政指導での解決が図られず、捜査に着手したものの、事業主が再三の出頭要求にも応じないため、張り込みにより事業主の動向を把握した上、事業主の在宅を狙い自宅と事務所を同時に強制捜査して必要な証拠資料を押収しました。労働基準監督署が強制捜査できることに驚いたのか、その後事業主が出頭に応じたので、取り調べをし、検察庁へ書類送検しました。

労働基準監督官は、仕事を通じて、社会に貢献できるとともに、あらゆる職場に立ち入り、さまざまな業種の実情や特殊性等を肌で感じることで、人生経験が豊かになる魅力もあります。志高く、熱意あるあなたにとって、充実感を味わえる仕事となることでしょう。

【監督指導の一般的な流れ】



3 労働基準監督官の仕事（安全衛生業務①）

◆工場や建設現場での安全対策推進

労働安全衛生法などにに基づき、働く人の安全と健康を確保するための措置が講じられるよう事業場への指導などを行っています。

具体的には、クレーンなどの機械の検査や建設工事に関する計画届の審査を行うほか、事業場に立ち入り、職場での健康診断の実施状況や有害な化学物質の取り扱いに関する措置（マスクの着用など）の確認などを行っています。

また、労働災害が発生した場合には、原因を究明し、再発防止のための指導を行います。



作業車の重みで足場ごと落下か
3人軽傷事故

のビル工事現場で男性作業員3人が落下して死亡した事故で、足場の鉄板が破損していたことが原因と判明した。

作業員は、足場の鉄板が破損していたにもかかわらず、作業を続けていたことが原因と判明した。

作業員は、足場の鉄板が破損していたにもかかわらず、作業を続けていたことが原因と判明した。

作業員は、足場の鉄板が破損していたにもかかわらず、作業を続けていたことが原因と判明した。

作業員は、足場の鉄板が破損していたにもかかわらず、作業を続けていたことが原因と判明した。

◆過重労働や心の健康問題

近年、過重労働によって脳や心臓の疾患を発症する人や、心の健康問題で不調を訴える人、休職に至る人が増加傾向にあり、衛生対策の大きな課題となっています。平成32年までに、「メンタルヘルスの措置を受けられる職場の割合が100%」という目標が閣議決定されており、法令の改正などにより、対策を進めています。

事業者ならびに産業保健スタッフの皆様へ

2015年12月からストレスチェックの実施が義務[※]になります。

※労働安全衛生法第50条の3第1項第2号の改正による。

従業員のこころの負担が積み重なる前に。

働く人のメンタルヘルス不調を防いで、イキイキとした職場環境を実現しましょう。

事業者の皆様は、ストレスチェックの実施には以下の点に注意してください。

①ストレスチェックは、医師・保健師等が実施します。

②ストレスチェックの結果は、従業員の同意があれば事業者に提供することは禁止されています。

③ストレスの高い従業員が申し出があった場合、医師による面接指導を行います。

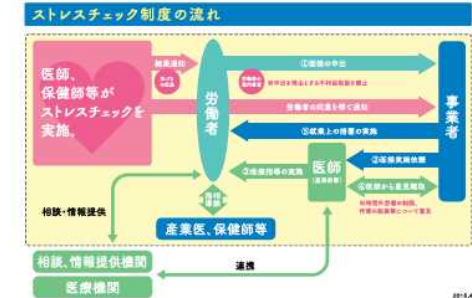
④面接指導の結果、医師の意見を踏まえ、必要に応じて働き方の改善をお願いします。

厚生労働省
産業保健推進センター
http://www.ashkg.go.jp

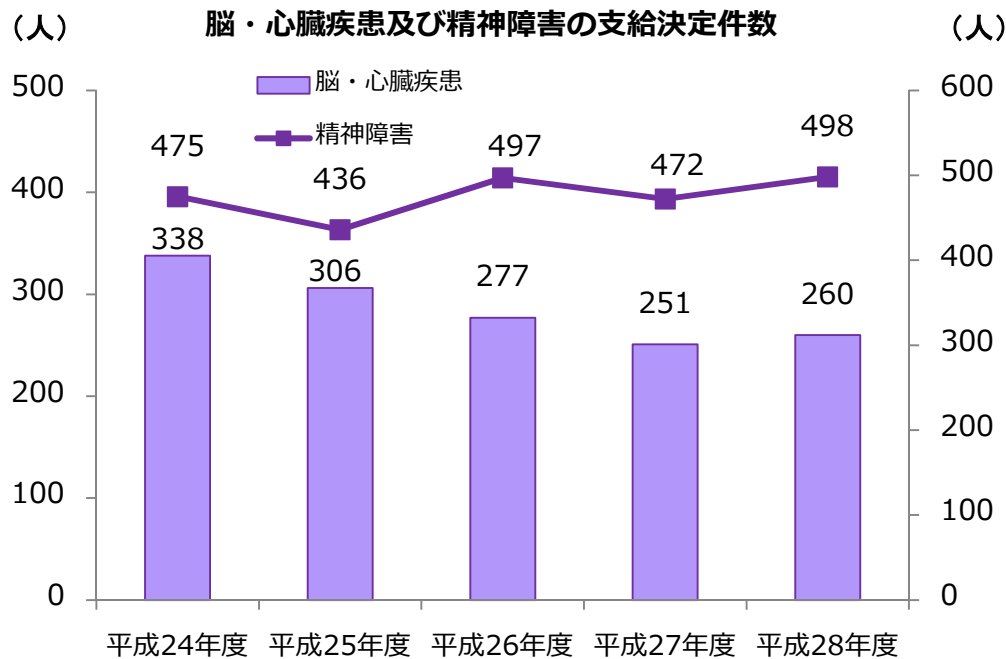
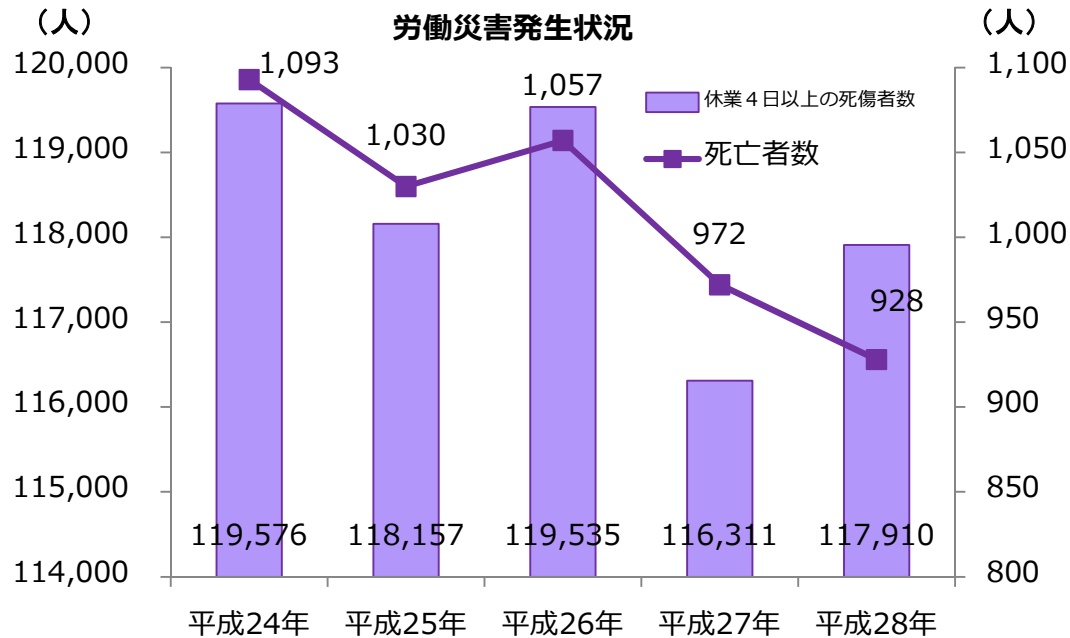
改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度とは？
平成26年6月25日に公布された労働安全衛生法の一部を改正する法律により、ストレスチェックと面接指導の実施等を事業者へ義務づける制度が創設されました。（平成27年12月1日施行）

- ### ストレスチェック制度の概要
- #### ストレスチェックの実施
- 常時使用する労働者に対して、年に1回、ストレスチェックを実施することが事業者の義務[※]になります。
※ストレスチェックとは、事業者が労働者に対して行う心身の健康状態を把握するための検査をいいます。労働安全衛生法第50条の3第1項第2号の改正による。
 - ストレスチェックの調査票には、「仕事のストレス要因」、「心身のストレス反応」、「周囲のサポート」の3領域を含みます。
- #### 面接指導の実施
- 高ストレスと評価された労働者から申出があったときは、医師による面接指導を行うことが事業者の義務[※]になります。
 - 事業者は、面接指導の結果に基づき、医師の意見を助産し、必要があると認めるときは、就業上の措置を講じる必要があります。

○ストレスチェックの結果は直接本人に通知し、本人の同意がない限りは事業者に提供してはなりません。



3 労働基準監督官の仕事（安全衛生業務②）



平成21年任官
熊本労働局熊本労働基準監督署
星川 知子
HOSHIKAWA TOMOKO

安全衛生課の労働監督官のとある1日



安全衛生関係業務について

岩手労働局から異動し熊本労働基準監督署安全衛生課に配属され、落ち着く間もなく平成28年4月、熊本地震が発生しました。発生時刻が夜中だったため、労働災害に関する大きな被害はありませんでしたが、建物や道路は甚大な被害を受けました。地震発生直後から実施している安全パトロールでは不眠不休の復旧作業を行う現場を目の当たりにする一方で、ヘルメットをかぶりず、安全帯(宙網)を使用せずに屋根の上で作業を行う現場がしばしば見られ、注意すると「労基署は復興の邪魔ばすっとか」といった声を受けることもありました。復旧作業を急ぐあまり「安全に対する意識が下がっている」状況の中で労働基準監督署としてやるべきことは何か、労働基準監督署の存在意義は何かを考える日々が続きました。また、被害を受けた建物の解体作業が本格化する

と、石綿の問題がでてきました。石綿とは、保温材、断熱材として建物の中に使用されており、解体時等に吸込すると肺がんや中皮腫を発症するため、労働者のばく露防止が義務づけられているものです。解体する建物の石綿含有状況を調査しない、防じんマスクを着用しないなど、問題は日々変化しました。問題解決のため解体業者に対する安全講習会の開催、パンフレットの作成及び配付、パトロールの様子の広報など課内でアイデアを出し合い粘り強い指導を続けた結果、現場の安全衛生に対する意識向上につながることができました。安全衛生課の仕事は、講習会など外部に発信する機会が多く、アイデア次第で新しいことをどんどん実行できる部署です。やる気のあるみなさんをお待ちしています。

4 労働基準監督官の仕事（その他）

労働基準監督官は以下の業務に就くこともあります。

◆ 労災補償業務

- 「労災保険（労働者災害補償保険）」とは、仕事によるものや通勤による負傷（ケガ）・疾病（病気）・死亡に対して労働者の救済の立場から必要な保険給付を行う政府所管の保険制度です。
- 労災補償業務は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷・疾病・障害・死亡などに対して必要な保険給付を行うために、請求された個々の事案ごとに審査や調査を行い、労災保険適用の有無及び給付範囲などの判断（認定）を行う業務です。
- 労災認定に当たっては、被災者や事業場関係者などから聴き取りを行ったり、関係資料の収集や主治医や専門医から医学的な意見を求めるなど、労災の認定基準に基づく高度な判断を行うための調査を行っています。
- 各種保険給付のほか、被災者の早期社会復帰の促進や遺族の援護を図るための各種事業も行っています。

◆ 雇用環境・均等業務

- 総合的な行政運営の展開のため、労働局におかれている「雇用環境・均等部（室）」が「女性の活躍推進」や「働き方改革」などの企業・経済団体への働きかけをワンパッケージで効果的に行っています。
- 労働相談の対応の一体的実施・個別の労働紛争の未然防止と解決の一体的実施のため、企業への指導や解決に向けた取組（調停・あっせんなど）を行っています。
- 具体的には、「働き方・休み方改善」、「雇用均等・両立支援」「労働契約法・学生アルバイト対策」「各種助成金の支給」などの業務があり、企業や働く方からの相談対応や指導などを行っています。

5 労働基準監督行政に関するトピック

① 政府方針に基づく労働基準監督署による監督指導の強化

ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定・抄）

○一億総活躍社会の実現に向けた横断的課題である働き方改革の方向

（長時間労働の是正）

週49時間以上働いている労働者の割合は、欧州諸国では1割であるが、我が国では2割となっている。このため、**法規制の執行を強化する**。

日本再興戦略2016（平成28年6月2日閣議決定・抄）

○働き方改革、雇用制度改革

（長時間労働の是正）

労働基準法に基づく労働基準監督署による監督指導を強化する。特に月80時間超の時間外労働が疑われる全ての事業場を重点監督の対象として、監督指導を徹底する。また、月80時間超の時間外労働を定めた三六協定の届出がなされた場合等の指導助言を強化する。

また、労働基準法の執行を強化する観点から、労働基準法の内容や相談窓口の周知徹底を改めて図るとともに、監督指導の強化を実効あるものとするため、必要な人員体制の整備を含め、**監督指導・捜査体制の強化を行う**。

働き方改革実行計画（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定・抜粋）

○罰則付き時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正

（企業本社への監督指導等の強化）

過重労働撲滅のための特別チーム（かたく）による重大案件の捜査などを進めるとともに、企業トップの責任と自覚を問うため、違法な長時間労働等が複数事業場で認められた企業などには、従来の事業場単位だけではなく、企業本社への立ち入り調査や、企業幹部に対するパワハラ対策を含めた指導を行い、全社的な改善を求める。また、企業名公表制度について、複数事業場で月80時間超の時間外労働違反がある場合などに拡大して強化する。

5 労働基準監督行政に関するトピック ② 監督指導の強化

◆ 過重労働事案に対する特別チーム「過重労働撲滅特別対策班」(かとく)の新設【平成27年4月～】

➡ 東京労働局・大阪労働局に設置 (全国展開する企業を書類送検)

違法残業月100時間超も

と支社幹部書類送検

労基法違反疑い

【上野区】 東京都上野区にある建設業の株式会社(以下、同社)は、平成27年6月、100時間を超える違法残業を繰り返していたことが、労働基準監督署の調査で明らかになった。同社は、この調査を受けて、支社幹部2人を書類送検した。同社は、この調査を受けて、支社幹部2人を書類送検した。同社は、この調査を受けて、支社幹部2人を書類送検した。

同社は、この調査を受けて、支社幹部2人を書類送検した。同社は、この調査を受けて、支社幹部2人を書類送検した。同社は、この調査を受けて、支社幹部2人を書類送検した。

違法残業疑い

書類送検 月90～110時間

東京労働局

【中央区】 東京都中央区にある建設業の株式会社(以下、同社)は、平成27年6～9月、法人向けに、営業を行う部門の40代社員と個人向けに、販売を行う都内の支店の20代社員に、労働協定で定められた上限(月78時間)を超える月90～110時間の違法な残業をさせたことが、労働基準監督署の調査で明らかになった。同社は、この調査を受けて、支社幹部2人を書類送検した。同社は、この調査を受けて、支社幹部2人を書類送検した。同社は、この調査を受けて、支社幹部2人を書類送検した。

◆ 長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導

➡ 月80時間を超える時間外・休日労働が疑われる事業場などに対する監督指導の徹底

違法残業4割超で確認

16年度 厚労省、立ち入り調査で

厚労省は、16年度に長時間労働が疑われる事業場を調査した結果、違法残業が4割を超えていることが確認された。調査対象は、16年度に立ち入り調査を受けた事業場2,772カ所。そのうち、違法残業が確認された事業場は1,148カ所(41.4%)であった。違法残業が確認された事業場のうち、長時間労働が疑われる事業場は、1,012カ所(88.2%)であった。違法残業が確認された事業場のうち、長時間労働が疑われる事業場は、1,012カ所(88.2%)であった。

同省の労働基準監督署が立ち入り調査したのは、残業が月60時間の従業員がいない事業場が、調査対象となっていた。同省の労働基準監督署が立ち入り調査したのは、残業が月60時間の従業員がいない事業場が、調査対象となっていた。

6 子育て中の監督官からのメッセージ

子育て中の女性監督官からのメッセージ



平成17年任官
東京労働局
渋谷労働基準監督署

武田 亜希子

AKIKO TAKEDA

現在、私は2人の子育てをしながら、労働基準監督官として働いています。労働基準監督官の仕事は、働く人の職場環境を守る仕事ということもあり、子育てをしながら働くことについても、上司や先輩方の理解を得やすい職場であると思います。

また、業務において子育ての経験が活かされることもあります。先日、労働災害に関する捜査で関係者から話を聴いていたときのことです。当初は口が堅くなかなか協力してくれなかった方が、子を育てる親の視点から労働災害について説明したところ、心を聞いて本当のことを話してくれました。

労働基準監督官は、とてもやりがいを感じる仕事であって、子育てとの両立を図れる仕事でもあります。

7 若手労働基準監督官からのメッセージ①

平成27年度任官 筋野 優理（試験区分：A/既卒）

1 志望動機

以前働いていた法律事務所で「残業代が払われない」、「解雇されるのではないかと不安を抱えながら働いている方や企業からの相談が、近年増えていることに気付きました。労働紛争にまで発展すると労働者・企業の双方にとって大きな負担です。私は、そのような紛争を目の当たりにして「紛争防止に貢献したい」と考えるようになり、労働基準監督官を志望しました。

2 受験対策

勉学から離れて久しかったので英語・数的処理・社会など教養科目に不安があり、また、仕事を続けていたので、勉強時間の確保に苦労しました。そこで、時間を有効に使うため、試験の1年くらい前から夜間・休日に予備校に通いました。また、社会科目のWeb講義を通勤電車の中や仕事の休憩時間、それこそ入浴中にも聞き、集中的に英語・文章理解・数的処理などの過去問を繰り返し解くなどの対策を行い、試験を乗り越えました。

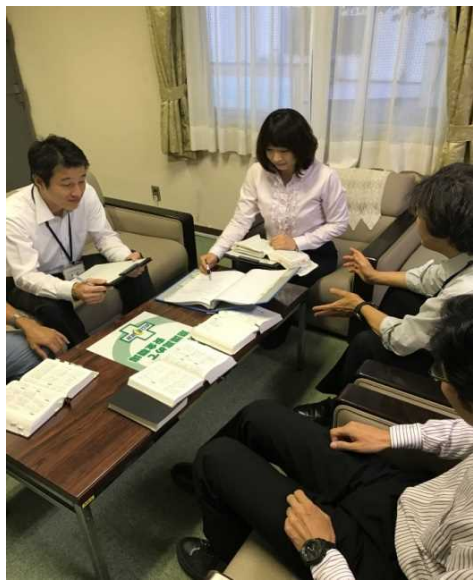
3 労働基準監督署での業務

困っている労働者や事業主からの相談、抜き打ちでの企業への立入調査、司法警察員としての捜査など、様々な業務を行っていますが、特に労働者が亡くなった事故の調査は強く印象に残っています。生々しい血痕を目にして、二度とこのような悲惨な事故はあってはいけなさと、労働基準監督官の仕事の重要さを痛感しました。

1年の研修期間を過ぎるとほとんど1人で業務を担当します。時には1人でどう対応すべきか迷うこともありますが、上司や先輩が相談すると、解決の方針を示してくれます。日々勉強ですが、女性監督官には結婚・出産後も勤務されている方が多くいますし、労働基準監督官は男性・女性が関係なく取り組める仕事だと感じています。

4 最後に

私には全国の労働基準監督署に約200人の同期がいます。1年目に行われる約3か月間の中央研修で、この同期が一堂に会します。年齢制限一杯で入省した私としては馴染めるか不安でしたが、幅広い年齢層、民間企業経験者など様々な経歴の方がいて新卒・既卒に関係なく親交を深め、たくさんの心強い同期ができました。なお、任官後、一定期間は全国転勤がありますが、労働基準監督官にならなければ一生訪れることがなかったかもしれない土地に行けるのも労働基準監督官の魅力の一つです。



7 若手労働基準監督官からのメッセージ②

平成27年度任官 渡邊 敏秀（試験区分：B/既卒）



1 志望動機

私は大学を卒業後、民間企業に就職しました。忙しい時期には早朝から深夜まで働くこともあり、私も含めて上司や同僚が健康を犠牲にしながら懸命に働く姿を目の当たりにして、「人間らしく働くこと」について考えさせられました。

こうした状況の中で、労働時間や賃金の支払い、労働者の健康管理などに興味を持ち、労働に関わる仕事に携わりたいと考えたことが、きっかけです。

2 受験対策

働きながらの受験であったため、平日は1時間程度しか勉強時間を確保することができなかったので、休日に知識習得（インプット）と問題演習（アウトプット）をまとめて行い、平日は「休日に勉強したことを忘れないように復習するだけ」と割り切っていました。

資格予備校には通学しませんでした。労働基準監督官試験特有の労働法や労働事情、記述試験は市販の参考書が少なく、独学での対策が困難であったため、予備校のWeb講座を受講しました。また、予備校の模擬試験を積極的に受験するようにし、複数の予備校の模擬試験を全部で10回ほど受験しました。今振り返ると、複数の模擬試験を受験したことが合格の最も大きな要因だったと思います。複数の模擬試験で重複して出題される重要な問題を知ることと勉強のポイントを絞ることができ、さらに、試験結果で自分の苦手分野などを知ることによってその後の勉強時間の配分を見直すことができました。

3 労働基準監督署での業務

現在の主な業務は、労働基準監督署の窓口や電話での相談対応、企業への立入調査です。

相談対応では、相談者が抱えているトラブルに対して解決方法などを回答します。労働基準法の内容をできるだけわかりやすく説明できるように心がけ、解決に向けたアドバイスを行い、相談者から感謝された時はこの仕事をやっていてよかったと実感します。

立入調査は、様々な業種の企業に対して行うため、非常に多岐にわたる機械や薬品などの名称と法令上の規制を覚える必要があり、とても苦労します。しかし、事業主に対して、法律の内容と目的を説明し理解してもらい、そこで働く労働者のために法律に基づいた適切な安全対策などを採っていただけることは大きなやりがいにつながります。

4 最後に

働く人の力になりたいと考えている方にとって、とてもやりがいのある仕事です。そうした熱意のある方とぜひ一緒に働きたいと思えます。



7 若手労働基準監督官からのメッセージ③

平成27年度任官 松浦 実里（試験区分：B/新卒）



1 志望動機

私が大学生だった頃、同級生が工作中的労災事故で、亡くなるという不幸な出来事がありました。その時、亡くなった同級生の家族や友人の姿を見て、このような事故は起きてはならないと思いました。その後、労働基準監督官という仕事を知り、安心・安全な職場環境を実現するために働くということに魅力を感じ、志望しました。

2 受験対策

教養試験の範囲は幅広いので、全範囲を万遍なく勉強するのではなく、科目を絞って重点的に勉強しました。専門試験は、高校や大学の授業で学んだ知識で十分に解ける内容なので、高校生の時に使用していた問題集を反復演習しました。勉強していると不安になり、多くの問題集に手を出しがちになりますが、1冊の問題集を完璧にこなした方が、実力も自信も身に付くと思います。

3 労働基準監督署での業務

現在、電話や窓口で賃金未払や解雇などの相談対応や企業への立入調査などの業務を行っています。1年目は先輩監督官に同行させてもらっていましたが、2年目からは1人で立入調査をするようになりました。法律を守る意識の低い事業主に対して指導内容や労働基準法などの趣旨を分かりやすく説明できず、円滑な指導ができなかったなどの苦労がありますが、すべて1人で抱え込む必要はなく、困ったときには、気軽に先輩に相談したり、上司の指導を仰いだりしながら、日々の業務を行っています。

4 最後に

B区分（理工系）で受験される予定の方の多くは、法律を学ぶ機会があまりなかったと思います。私自身も、法律を学んだ経験がなかったため、法律を取り扱う仕事ができるのか不安な気持ちがありました。労働基準法や労働安全衛生法など、覚えなければならないことはたくさんありますが、実際に任官すると、3か月間の中央研修があり、労働基準法や労働安全衛生法を一から学ぶことができたため、不安は解消しました。

一方で、理系出身の労働基準監督官ならではの知識を生かせる分野の仕事もあります。現在、私が担当している案件では、化学物質による労働災害について、発生原因の調査と再発防止対策を検討しています。



7 若手労働基準監督官からのメッセージ④

平成27年度任官 加藤 健太（試験区分B/既卒）



1 志望動機

私は、他の国家公務員から転職しました。前の職場には4年間在籍し、そこで色々な仕事を体験させていただくうちに、私には労働基準監督官の方が向いていると思うようになり、思い切って転職しました。

2 受験対策

私が受けた試験はA区分（法文系）です。受験の時に心がけていたことは、働きながらとはいえ毎日勉強すること、繰り返し同じ過去問題集を解くこと、苦手科目はできるだけ作らないこと、直前期は労働事情をはじめ時事対策に力を入れること、です。特に労働事情対策は独力では不安だったので、予備校の対策講座を利用しました。

また、面接試験の前には、筆記試験が終わり、多少時間の余裕があったので、労働基準監督官を題材にした書籍を読んでイメージを膨らませたり、面接の想定問答を作って受け答えの練習を繰り返し行いました。

3 労働基準監督署での業務

1年目で初めて1人で任された仕事は、最低賃金減額特例許可、というものでした。これは簡単に言えば、事業主の申請に基づき、特定の労働者について、最低賃金額を下回る賃金額での支払いを行政として許可すべきか否かを調査し、決定する業務です。時間額に換算して数十円ないし数円の違いだとしても、労働者にとって、あるいは賃金を負担する事業主にとって、決して小さい問題ではありません。許可するか、不許可にするか、判断するにあたって調査を尽くしたと言えるのか、などとずいぶん悩みましたが、上司をはじめとした先輩方に多くの助言を頂き、なんとかやり遂げることができました。この他にも、企業への立入調査や司法警察業務（時には逮捕もします。）など、様々な業務を1年目から経験させていただきました。

4 最後に

労働基準監督官の仕事においては、企業に対して労働基準法などに基づき的確な指導を行う必要があります。私の判断が労使双方に少なからず影響を与えるので、責任は重大であり、プレッシャーを感じます。その一方で、一つ仕事をやり遂げた後には充実感があり、成長したという実感を得ることができます。労働基準監督官の仕事は決して楽ではありませんが、その分得るものも多い仕事です。



8 採用後の処遇・福利厚生について

給与

新卒の初任給（平成28年度実績）大学卒業 | 1級26号俸（179,900円）

Q1 職歴がある場合の初任給を教えてください。

➡ 採用前に職歴などがある場合には、一定の計算に基づきその期間を経験年数として換算し、それに応じてさらに上位の号俸に格付けされることがあります。

Q2 手当の種類について教えてください。

➡ 東京、大阪、名古屋などの主要都市に勤務する場合には、地域手当が支給されることとなります（※1）。このほか、超過勤務手当、通勤手当、扶養手当、特殊勤務手当、期末・勤勉手当などが支給されます。

（※1）最高で棒給月額額の20%（東京都区内勤務者【平成28年4月1日】）の地域手当が支給されます。

（※2）「一般職の職員の給与に関する法律」が改正された場合は、上記給与額に変更が生ずることがあります。

休暇

年次休暇、夏季休暇、結婚休暇、忌引休暇、産前産後休暇などがあります。

Q1 休暇について教えてください。

➡ 年次休暇については、4月に入省した場合、4～12月までの間に15日間の取得が可能です（使用しなかった分は、翌年に繰り越されます。）。翌年からは、毎年1月に20日分の年次休暇が付与され、前年に使用しなかった休暇を取得することができます。

また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の両立）支援制度として、育児休業制度等があり、取得促進を図っています。

異動

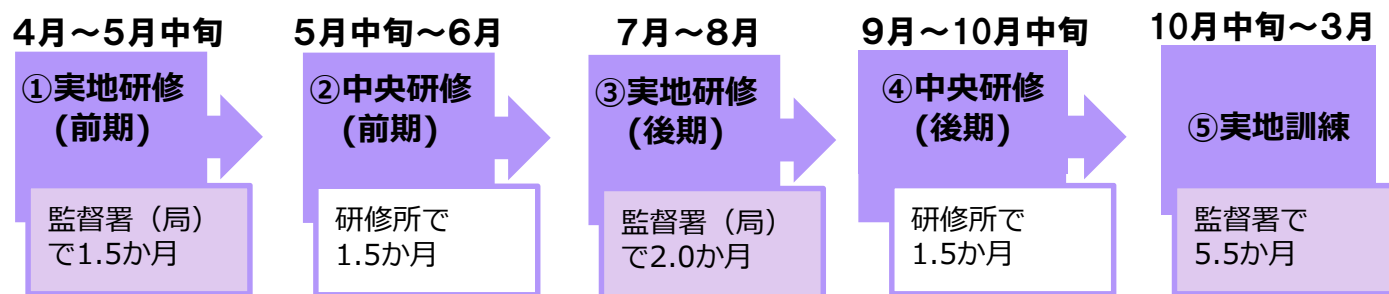
採用後は、主に採用された労働局管内の労働基準監督署で勤務しますが、原則として、採用後の3年目からの2年間、13年目からの2年間（※）については、採用された労働局とは別の労働局で勤務します。

※ 13年目からの他局勤務について、結婚、出産、育児、介護等の事情がある場合には、他局勤務の時期を13年目よりも早い時期又は遅い時期に変更することも可能です。

9 研修制度について

労働基準監督官は、採用後1年間、監督関係業務に係る基礎的研修及び実地訓練を受けます。この間に労働大学校で実施される中央研修（前期及び後期）を約3か月間にわたり受講することになります。また、採用時の研修のほか、その後定期的に又は昇進時において中央研修が実施されます（安全衛生業務基礎研修、専門研修、署長研修等）。

◆ 採用後1年間のスケジュール例



①実地研修(前期)	○労働基準行政の概要、監督業務、安全衛生業務、労災補償業務 ○監督署業務の実務補助、工場見学など	③実地研修(後期)	○相談、各種届出等の対応 ○監督署業務、安全衛生業務、司法警察事務等の実施要領 など
②中央研修(前期) 主なカリキュラム	<ul style="list-style-type: none"> ●一般法学 15時間 ●労働基準関係法令 74時間 ●監督業務 37時間 ●安全衛生業務 65時間 ●その他 20時間 計211時間	④中央研修(後期) 主なカリキュラム	<ul style="list-style-type: none"> ●刑法、刑事訴訟法 ●監督指導実務、未払賃金立替払実務 など ●災害調査実務、様々な化学物質の安全衛生対策 など ●司法警察事務の基礎知識、実況見分実務、取調実務など ●企業会計、集団討議 計206時間
⑤実地訓練		○各業種・分野の労働条件・安全衛生対策の実務経験を積むことによる法令・通達の知識、手法の取得 など	

10 【参考】平成29年度労働基準監督官採用試験要綱

◆受験資格

- ① 昭和62年4月2日～平成8年4月1日生まれの者
- ② 平成8年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - ア 大学を卒業した者及び平成30年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - イ 人事院がアに掲げる者と同等の資格があると認める者

◆採用予定者数

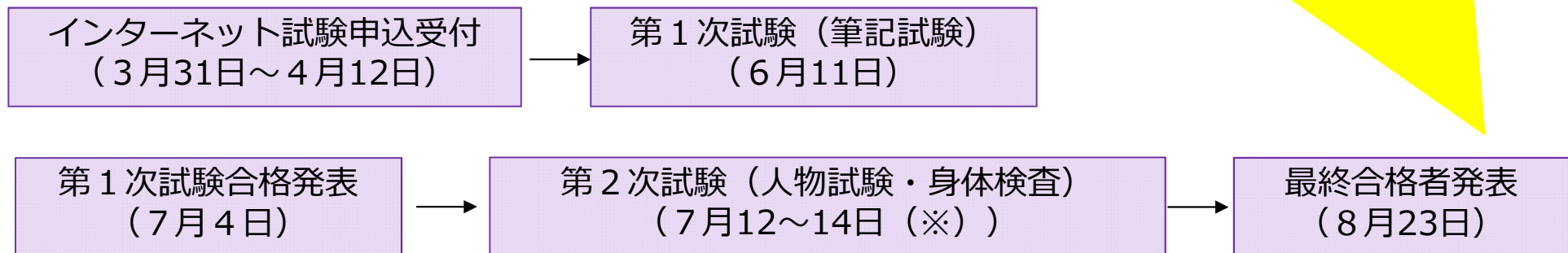
労働基準監督 A 約185名

労働基準監督 B 約45名

平成30年度採用試験から変わります！

※ 最終合格発表後に、採用を希望する労働局での採用面接が必要となります（詳細はP18）

◆試験から採用までのフロー



(※) 第1次試験合格通知書で指定しているいずれかの日時

11 平成30年度採用試験～採用までのスケジュールについて

6月上旬頃

第1次試験(記述試験)

【第1次試験地】 ※ 全国19都市
札幌市、盛岡市、仙台市、秋田市、さいたま市、東京都、新潟市、名古屋市、金沢市、京都市、大阪市、
松江市、広島市、高松市、松山市、福岡市、熊本市、鹿児島市、那覇市

7月上旬頃

第2次試験(人物試験)

【第2次試験地】 ※ 全国11都市
札幌市、仙台市、さいたま市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市、熊本市、那覇市

◆ 第2次試験終了時に、採用を希望する都道府県労働局(第1希望)での採用面接の申込を行います。

8月下旬頃

最終合格発表、採用面接

- ◆ 採用面接は47都道府県労働局で実施し、まずは、第2次試験時に申込を行った第1希望の労働局で採用面接を受けます。
- ◆ 第1希望の労働局で採用に至らなかった場合は、第2希望以下の労働局で順次採用面接を受けることとなります。(各労働局の採用状況の周知は、厚生労働省労働基準局で行います。)

10月1日

採用内定

※ 各労働局の定員事情によっては、試験実施の年度中(10/1付け、翌年1/1付けなど)に採用されることもあります。

翌年4月1日

採用

12 採用後の異動・キャリアパスについて

- ◆ 採用後は、主に採用された労働局管内の労働基準監督署で勤務します。
- ◆ 採用後の3年目からの2年間、13年目からの2年間（※）については、採用された労働局とは別の労働局で勤務します。
 - ※ 13年目からの他局勤務について、結婚、出産、育児、介護等の事情がある場合には、他局勤務の時期を13年目よりも早い時期又は遅い時期に変更することも可能です。
- ◆ 採用後の4年間は全員が監督業務に従事し、採用後5年目以降は、監督業務を中心とするキャリアパスと、安全衛生業務を中心とするキャリアパスがあります。
 - ※ 監督業務を中心とするキャリアパスでは、総合性を高めるため、採用後15年目までに、安全衛生業務と労災補償業務に各1年以上従事することとなります。
 - ※ どちらのキャリアパスでも、将来的な昇進等に差はありません。

